

これからの時代に求められる 学校と地域社会の連携・協働を 取り入れた教育方法

山本 礼二 Reiji YAMAMOTO
人間学部児童教育学科教授

澤井 史郎 Sirou SAWAI
人間学部児童教育学科非常勤講師



1. はじめに

新学習指導要領（平成29年3月公示）では、論点整理（平成27年8月26日教育課程特別企画）や新しい時代の教育や地方再生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について（平成27年12月21日中央審議会答申）の内容を受け、地域とともにある学校、家庭や地域社会との連携及び協働、地域における世代を超えた交流の機会、異学校種間の交流、連携や共同学習をキーワードにしながら説明している。記述そのものは短いですが、学校教育の中に社会教育を積極的に取り入れる必要があることを今までの学習指導要領よりもさら

に重視していることが読み取れる。

そこで本稿ではこれからの社会を担う子どもたちに求められる資質・能力の一つである社会性に注目し、育成するために必要な教育方法について学校と地域社会の連携・協働における教育方法という視点でまとめる。

第2節では、学校と地域社会の連携・協働の実態について記述する。第3節では、学校と地域社会との連携・協働の実践事例を学校教育の立場からと社会教育の立場からそれぞれ一つずつ示し、子どもの社会性が育まれる過程について考察する。第4節では、これからの時代に求められる地域社会及び学校の連携・協働を生かした教育方法の方向性についてまとめる。

2 学校と地域社会の連携・協働の実態

これまで学校教育への社会教育の導入については、学社連携や学社融合という形で推進されている。その推進役として各学校では、校務分掌で担当コーディネーターが配置され、地域社会では公民館がその役割を担ってきている。

しかし、いわき市の20校の公立小中学校長への聞き取り調査（平成29年10月実施）の結果から、すべての学校で校務分掌としてコーディネーターを配置しているが、実際に学社連携・融合の授業を教育課程の中に位置づけて積極的に行っている学校は2校と極めて少ないことがわかった。実施できない主な理由としては、次の5つが挙げられた。

- ① 社会人講師と打ち合わせの時間を作るのが難しい。
- ② 学校のカリキュラムと合わない。
- ③ 教師のねらいと社会人講師とのねらいが異なる。
- ④ 学習のねらいを達成するために適当な講師を探せない。
- ⑤ 教育的価値を見いだせない。

この事実から学校の育てたい子ども像と地域社会が育てたい子ども像に差異があること、学校の地域社会に及ぼす影響（学校教育の肥大化）が進んでいることが読み取れる。

本来、教育の目的は自立した良き市民の育成にある。しかし、実際には小学校は小学生を中学校は中学生を育成することが目的になりやすいのも、社会教育が教師に受け入れられない原因の一つになっていることが推測できる。義務教育の教員に、児童生徒は校門を出たら身分は何になるのかとの問いに対して、児童生徒と答える教師は圧倒的に多く、市民と答える教師が少ないことがその推測の裏付けとなっている。

前述したように新学習指導要領では地域社会との連携や協働が強調されているが、現状は学校が教育の主体であることには変わりはなく、あくまでも地域社会は学校教育を支える補助的役割を担う感を拭えないのが実情である。

3 学校と地域社会との連携・協働の実践事例

(1) 東日本大震災後、生徒たちのボランティアを教育活動に積極的に取り入れ、まちの復興に主体的にかかわろうとする若い市民（生徒）の育成を目指した実践（いわき市立Y中学校）

① 背景

東日本大震災の際、いわき市は小学生2名を含む480余名の尊い命が津波の犠牲になった。また、原発事故により半径30km圏内の住民は他地区への避難を余儀なくされ、いわき市へも約2万4千人が避難した。Y中学校も避難所になり同市の避難民と原発事故避難民を約4ヶ月にわたって多いときには約300名の避難民を受け入れた。

避難所の運営に関しては社会福祉協議会の管轄であるが、Y中学校では校長の指揮の下、教職員全員が避難所運営に係わった。学校が避難所になる場合、一般的には体育館が居住空間となる。しかし、Y中学校では生徒と避難民が共存することに高い教育的価値があると判断し、普通教室を居住空間とした。

② 学校経営方針

知・徳・体を基本とした3つの教育目標が定められている。地域に開かれた学校を重点目標とし地域との交流、特に地域の老人会との交流に力を入れ、地域の歴史や文化等について地域の老人を講師に招いた授業を行ってきた。また、国際理解教育にも力を入れ、地元の教会と連携して世界の様々な人々を講師として招き、英語以外の授業で活用してきた。

震災後、いわき市のほとんどの中学校は、勉強と部活動のできる震災前の学校に戻ることが復興に繋がると考える中、Y中学校では学校経営方針を見直し「与えられる者から創り出す者へ」をスローガンに、生徒によるボランティアを教育活動に積極的に取り入れ、自分たちの手でまちづくりに貢献できる生徒の育成に力を入れるようにした。

③ 実践

ボランティアは、放課後や休日、夏休み、冬休み等に実施した。以下は、主なボランティア活動の概要である。

⑦他のボランティア団体の手伝い

震災後、いわき市には様々なボランティア団体が入り、被災者のためにボランティアを行っていた。子どもたちに、ボランティアの精神や目的、仕事の内容、方法等を学ばせるため、様々なボランティア団体の大人と一緒にボランティアを行なわせた。最初のボランティアは、震災が起こった年の5月に行ったアメリカ人とアイルランド人チームのボランティアの手伝いであった。ボランティアの最初の頃は、このような他のボランティア団体との手伝いが最も多かった。

④地域の除草作業やゴミ拾い

生徒会の呼びかけで、放課後や休日を利用して地域の除草作業やゴミ拾いを地域の老人会とともに行った。注目すべき点は、それまでのような他のボランティア団体との協働から、生徒会が自主的に活動し始めたことである。

⑤他県の中学生との共同ボランティア

他県の中学校からY中学校へ共同でボランティアをしたいとの申し出があり、海岸で砂に埋まってしまった漁船を掘り出すボランティアを行った。

④実践の広がり

初期の段階では教師の呼びかけで行われていたボランティア活動であったが、回数を重ねるにつれて、教師主導型から生徒主体型へと生徒の意識に変化が見られるようになってきた。また、他のボランティア団体との協働から、生徒会や生徒が主体となつてのボランティアへと変化してきた。それらの変化は、まちの復興は自分たちが中心（主体）となつて行わなければいけないという市民としての意識の高まりになり、他の避難所に住むお年寄りの訪問、東京で開催された福島物産展でのボランティア、自分たちで企画運営して実施した地域敬老会等へと広がっていった。

⑤現在の様子

震災から6年が過ぎ、このY中学校ではボランティアは以前ほど積極的には行われなくなっているが、そのときボランティアをした生徒たちは自らボランティア団体「ONE STEP」を立ち上げ、代々受け継がれ今年で5年目を迎える。その間、様々なボランティアを行ってきた。2015年の常総の水害時には、現地へボランティアに行っ

たり、2016年の熊本地震の時には、発生後2日目から募金活動を約2週間実施している。2017年の夏は、千葉県の200余名の中学生とまちづくりについて、いわき市で対話集会を開いた。

また、メンバーの一部は、地域の企業と連携して熊本県の高校生を被災地に招待し、地元の中高校生と復興につての会議を行っている。2017年は、宮城県女川町で開催した。別のメンバーは、中高生が社員のまちづくりに貢献することを目的とした株式会社を立ち上げ、運営している。仕事の内容は、自作絵本の販売、行政や地元企業のイベントの広報や企画である。会社の顧問は、震災当時復興を目的としたNPOを立ち上げたいわき市民と、震災当時のY中学校の校長の2名である。

⑥考察

このY中学校の優れている教育実践の一つは、東日本大震災後の復興の中で教育方針をまちづくりに貢献できる人材の育成に変え、そのための教育方法として生徒によるボランティアを取り入れたことである。学校の呼びかけで始まった生徒の受動的ボランティアが自主的ボランティアに変化し、やがてはボランティア団体の設立という主体的にまちづくりにかかわるまで発展していったのである。

この生徒の社会性はどこで培われていったのであろうか。震災当時のY中学校長とボランティア団体「ONE STEP」のメンバーから聞き取り調査をしていく中で気がついたことがあった。彼らは、復興という同じ志を持った多くの市民と常に対話をし、行動していたのである。学校でボランティアについて学んだことが、市民との対話の中で強化され実践へと繋がっていったのである。

地域で中高生への「出番と役割と立場」を確保する取り組みが、このような結果につながったと考えられる。

(2) 公民館が主体となって小中高生を市民として育成し、小中高校との連携を積極的に行っている実践事例 (いわき市N公民館)

①現状

いわき市には36の公民館があり、3年前から民間人が嘱託公民館長として勤務し始めるようになっている。各公民館では「地域住民のため、地域の多様な学習課題に

対応した学習機会、学習情報の提供等を通じて、地域住民の学習活動を支援する」(関連条文：社会教育法第20条)ことを目的として運営することが法律で定められている。しかし、公民館で企画する市民講座では講師が見つげにくいという理由で、同じ講師が複数の公民館の同一名の講師になっていたり、サークル活動のメンバーの老齢化が進み消滅するサークルが増加している現状がある。

更に小中高生を対象とした講座は皆無に等しく、公民館という名前はわかっているが何をする場所かはわからないと思っている小中高生が多いのも事実である。このような実態にあつて、自治体の中には公民館を社会教育の場ではなく「コミュニティーセンター」としての会議施設や集会所としての役割に転換していく動きが加速している。T市のように公民館の管理を民間会社に委託しているケースもある。

②実践

N公民館も利用者の減少は例外ではないが、これからの地域社会を託す小中高生を地域コミュニティーの中心的存在である公民館で育てるため、次のような独特の実践を行っている。

⑦近隣の高校生を講師とした市民講座

N公民館の近隣にある農業高校の生徒に、教養講座の1コマを担当してもらった。講座名は「松阪牛はどのようにして育てられるのか」である。内容は、日本の酪農の現状、食肉牛の種類、繁殖の方法、松阪牛の育て方、競り市について等であった。受講者の感想は一つ一つの説明が分かりやすく新鮮であった、こういう機会をもっと設けてほしい等、非常に好評であった。講師となった高校生は緊張したけれど勉強していることが役に立つことが面白いという感想を残している。

④地元中高生を講師とした小学生の土曜学習

いわき市では、土曜日に小学生を対象として一ヶ月に一回、公民館主催で「土曜学習」を実施している。地元の中高校生数名が、小学生に「カップス」というプラスチックのコップを音楽に合わせて操るといふゲームの講師をした。中高校生たちは事前に数回のミーティングを行い、当日を迎えた。必ずしも上手くいったとは言えないが、先輩が後輩に指導するとい

た経験を通して異年齢集団の交流が図られたことは意味深い。

⑤公民館がコーディネートする小学校道德の授業

学校は公民館を通して講師をコーディネートするのが普通であるが、N公民館では独自のネットワークを利用して小学校の授業を企画し、学校に紹介するという実践を行っている。昨年度は、アテネパラリンピックフルマラソンの金メダリストの方と、その方を題材にした道德教材を作成した教師のお二方を講師として招き、小学校の道德の授業を公民館事業の一環として実施した。今年度は、公民館が地元の人材を活かした研修内容を考案し、校内研修派遣事業も行っている。

③考察

公民館が積極的に地域にある高校と連携して市民講座の講師に招いたり、異年齢集団の交わりを意図的に作り出すことによって、地域社会の小中高生を若い市民として育成する取り組みは実に興味深い。このダイナミックな取り組みは、学力向上を主眼に置いている学校(本来はそうではないはずであるが)では不可能な取り組みである。また、公民館が小学校に対して授業や職員研修を提案し実施していく取り組みは、ともすると閉鎖的になりやすい学校が「地域と共にある学校」に変容する過程では大切であると考えている。

公民館長に取り組みの成果を尋ねたところ、1番の成果は参加した中高生たちに市民としての自覚が芽生え始めてきていることと、異年齢集団の交流での会話や集団活動を通して地域子どもたちが顔見知りになっていくことだとの返答があった。

中高生への出番づくりには、小学生のような年少の子どもたち、あるいは年長の大人たちとの交流や学びあいの場面は、小学生には発達の前にいる中高生、そして中高生にとって地域の大人の方々は、「あこがれ」の対象を生み出すものといえる。また、中高生の取り組みは、彼らにとって「自分が役に立っている」「必要とされている」という実感が、自己肯定感や自己有用感となっているものと考えられる。

4 まとめにかえて

先に示した2つの事例で子どもたちの中に社会性が身についていくのは、学習する場としての学校教育と実践する場としての社会教育がそれぞれの役割を果たしているからであると分析している。つまり、学校と地域社会の「共創」があって初めて社会性が身につくのである。

そして子どもたちは地域社会の中で育てられて初めて市民としての自分の役割や責任、義務を実感して体得し、主体的に行動しようとする力を獲得しながら、社会力を育んでいくものと考えている。

これまでの学校・家庭・地域の連携協力という、地域のお年寄りや外国人の方々をゲスト・ティーチャーとしての活用や、地域の市役所や博物館などの出前授業を学校で行うなど、「地域から学校」への支援を連想し、一方的な取り組みに偏りがちであったと筆者らは感じている。しかし、これからの「社会に開かれた教育課程」の実施となれば、地域の中で子どもたちに出番や役割を意図的・計画的・積極的に設け、その活躍を支援・評価し、伸ばしていくという「学校から地域」への連携協力が重要である。そして、「地域から学校」、「学校から地域」の双方向の取り組みが、連携協力から連携・協働に進化し、学校・地域づくりの進展に寄与するものといえる。

特に、「学校から地域」では、地域での子どもたち一人一人が、地域の支援者としてではなく、これからの地域・社会を支えるパートナーとして育てることがより求められるといえる。また、子どもたちの出番づくりにおいては、小学校児童には、発達の先にいる中高生との交流を、中高生には若者や大人との交流や学びあいの場を積極的に取り入れることが大切である。

そこで、この連携・協働を学校のどの教科でどのように実現していくのか。筆者らは、この実現のための一つに総合的な学習の時間のカリキュラムの見直しがある、と考えている。総合的な学習に時間の目標（横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方や

ものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする）が、社会性を育むには最適と考えているからである。

学校教育と社会教育の双方で互いの良さをいかしたカリキュラムを作成し、あるときは学校で、あるときは地域で。また、あるときは教師で、あるときは地域社会人で、そしてあるときは両者で。多様な場所、多様な人材の中で、これからの子どもたちに必要な能力の一つである社会性を育むことが重要であると考えている。学ぶ場所という学校を思いつうが、社会性を身につけさせるという点では学校の枠を取り払った新しい教育方法のあり方も考えていかななくてはならない。

このような折り、次期学習指導要領の特質の一つとして、「社会に開かれた教育課程」が示されたことの意義は大であるといえる。すなわち、新学習指導要領前文において、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく」という、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

筆者らは、現場がこの趣旨の理解とその実現を強く願っている。

参考文献

- ・学習指導要領（平成29年3月公示）
- ・論点整理（平成27年8月26日教育課程特別企画）
- ・新しい時代の教育や地方再生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について（平成27年12月21日中央審議会答申）
- ・社会教育法 第20条
- ・「次世代の学校・地域」創成プラン（平成28年1月25日文科大臣決定）